平成２６年（フ）第２８号
兵庫県加古川市野口町水足1222番地の３
債務者　内田　久恵
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２６年（フ）第１２０号
広島市佐伯区利松２丁目４番12号
債務者　小早川笑子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第９５７号
福岡県春日市岡本４丁目３番地
債務者　岸川ヒロヨ
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１５７号
福岡市南区清水１丁目５番５―107号
債務者　小野　基徳
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１５８号
福岡市博多区博多駅前１丁目22番９号
債務者　松宮　拓矢
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１６９号
福岡県糸島市浦志２丁目16番６号　201
債務者　河野　勇一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１７０号
福岡県糸島市浦志２丁目16番６号　201
債務者　河野　節子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１８４号
福岡市博多区古門戸町９番５―301号
債務者　友枝　静佳
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１８６号
福岡市東区箱崎１丁目９番16号
債務者　松浦　美幸
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１８８号
福岡市博多区東月隈４丁目４番１―201号
債務者　西島　未央
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１９５号
福岡市南区塩原４丁目６番33号
債務者　山田　奈美
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第１９６号
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目５番３号穴田アパート102号
債務者　駒井　公子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第２００号
福岡市東区土井２丁目30番４―203号
債務者　盛武　悠平
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第２０２号
福岡県大野城市白木原１丁目10番26―402号
ルエメゾン・ロワール白木原
債務者　石井　博士
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第２１６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目13番20号
ラフィーネ・プロムナードⅢＤ棟201号
債務者　川添ひろみ
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第２１８号
福岡市東区千早１丁目24番10号
債務者　小笹美代子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第２２４号
福岡市博多区那珂３丁目４番15号
債務者　桑原　政光
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２６年（フ）第２２５号
福岡市東区八田４丁目８番９―503号
債務者　古川　眞弓
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部